

生活困窮者自立支援事業 多久市生活自立支援センターだより



第33号（2019年9月発行）

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぴ】を発行しています。この広報誌を通じ、当センターの事業の理解や周知に繋がれば幸いです。

～ 借金の消滅時効について紹介 ～

借金をしても時効になったら返さなくてよいということを聞いたことがないでしょうか？法律上、借金にも時効はあります。しかしながら、簡単に借金はチャラにはできません。借金の消滅時効について簡単に紹介をします。

◆ 借金にも時効はあります。

借金の消滅時効は原則 10年	民法では、「債権は10年間行使しないときは、消滅する」と定められています（第167条1項）。 借金を返してもらう権利も、「債権」になります。つまり、借金の消滅時効は、原則として10年ということになります。
業者からの借金は5年で時効になる場合がある	借金をするときには、家族や友人・知人などから借りるケースと、銀行や消費者金融から借りるケースがあると思います。銀行や消費者金融などの業者からお金を借りる場合には、民法よりも優先して商法が適用されるため業者からの借金は5年で時効になる場合があります。

◆ 借金の消滅時効が成立する条件とは。

時効が中断していないこと	借金は5年または10年で時効になると言っても、単に期間が経過すれば時効になるわけではありません。一度でも返済期間に借金の返済を行えば、時効が中断することになります。時効が中断した場合には、時効の進行はそこでリセットされ、再びゼロに戻ることになります。
時効を援用すること ※相手方に内容証明等で時効の援用を通知する。（手続き方法については、センター等にお尋ねください。）	時効が成立する要件をみたしていても、自動的に時効になるわけではありません。時効の効果を生じさせるためには、時効の利益を受ける側が、時効の援用を行う必要があります。詳しくは、専門機関へ相談しましょう。

多久市生活自立支援センターでは、法テラス、消費生活センター等の専門機関と連携して、借金問題・多重債務の相談を受け付けております。

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）

【TEL】0952-75-3593 【FAX】0952-75-6590

【相談時間】8:30～17:00 ※休み…土・日・祝・年末年始

北島（主任相談支援員）・安藤（家計改善支援員）小野原（家計改善支援員）

文責：北島（主任相談支援員）